

1980年代のイギリス軍事法Ⅱ

大田 肇*

はじめに — 当該論文の位置づけ —

この論文は、「1980年代のイギリス軍事法Ⅰ」(『津山工業高等専門学校紀要』第40号、1998年)の続編である。したがってその研究範囲は、時間においては前編と同じく1986年軍隊法まで、内容においては軍人に関する軍法会議の問題に限定される。民間人に関する軍法会議の問題は、次回に取り上げる予定である。

第1章 軍法会議とは

1869年、軍隊における軍法会議の構成・機能を調査するため任命された委員たちは、以下のような説明をおこなった；普通裁判所よりも軍事活動の緊急性により適合し、例外的存在であるこの裁判所の必要性は、まさに太古から、すべての国家において、あらゆる政治体制の下で、認められてきたように思われる、と¹。

軍法会議という裁判所制度は、1688年以来約200年間、毎年制定され続けた反乱法それぞれに含まれていた犯罪の拡大に対応するために発展してきた。

軍法会議は主としては軍事それ自体に関係したものであったが、次第に一般の刑法犯罪に関する事件をも裁くようになった。ひとたび、軍法会議がこの役割を引き受けると、それは単なる規律(Discipline)のための機関であることをやめ、普通裁判所の役割も担うようになった。

第2章 軍事法に対する責任の期限

正規軍の、又は予備軍のメンバーとして任務に就いている期間、彼(彼女)は軍事裁判所管轄権に服する。したがって、国防義勇軍(The Territorial Army)のメンバーは、訓練を受けている期間、軍事法に服するし、家に戻れば、それに服さない。1954年までは、軍隊を除隊したメンバーは、除隊時に軍事法に服することをやめ、軍法会議によって裁かれることはなかった。

R. v. Governor of Wormwood Scrubs, exp. Boydell 事件²において、将校が軍法会議による裁判にかけられ、横領罪有罪、懲役刑を言い渡された。

将校は以下のような根拠にもとづき、人身保護令状によって、高等法院へ控訴した；彼が軍法会議によって裁かれた時は、彼はもはや軍事法に服してはいなかった、と。このいわゆる“Boydellの隙間”とは、結審するまでにかかるいくらかの時間のことを意味する。このような事案に対して、軍事法に服することをやめた後も軍法会議によって裁かれなければならない期間として6ヶ月を設定するというやり方が取り入れられた。

軍事法への引き続く責任がもたらした重要な影響のひとつが、国防義勇軍のメンバーは訓練期間の終了後、帰宅すること、つまり軍事法に服することをやめてから、3ヶ月間は、司令官による処分を受けるべき立場にとどまることであり、もしもその犯罪が重大なものであるならば、彼(彼女)は、6ヶ月以内であれば、軍法会議によって裁かれるということである。

軍事法に服することをやめた後でも、これらの期間内であれば、まだ軍隊のメンバーであるかのように、軍事当局によって、裁かれるのである。つまり、彼(彼女)は訴追され、勾留され、裁判にかけられ、刑を言い渡させるのである。このようにして、規律が、軍隊のメンバーの勤務最終日まで及ぶことが可能になるのである。

第3章 軍事犯罪

勤務規律法(the Service Discipline Acts、つまりArmy Act 1955, Air Force Act 1955, Naval Discipline Act 1957の3法)には、様々な軍事犯罪が規定されており、特に軍事分野での雇用と一般の雇用との性質上の重要な差異が、はっきりと示されている。例えば、いくつかの犯罪が注意を引く。兵士は、もし合理的な理由なくして、任務遂行に従事できなかったなら、任務遂行において不注意であったなら、仮病をつかって怠けたなら、公共財を破損させたり紛失したりしたならば、犯罪を犯すことになる。

規律を保つという最優先課題と深く関連する軍事犯罪は、1955年陸軍法(Army Act 1955)第69条に規定されている。この条文は次のように規定する；軍事法に服する者が、何らかの作為、不作為その他によって、適切な命令及び軍事規律を侵害するならば、軍法会議によって有罪判決を下され、2年以内の懲役又はこの法律が定めるより軽い刑罰に処

原稿受付 平成12年8月30日

*一般学科

せられる、と。この罪は、禁止しようとする作為又は不作為の形を明確に提示していない点において、まさに異例のものであるが、*the Manual of Military Law* がその内容を示している。任務の未遂行に加えて、軍用車両の不正使用、部下からの不適切な金銭借用が、懲罰に値する有責性をもつと見なされている³。

この条文は、1980年代になって軍法会議控訴院の注目をひくようになった。そのひとつである *R. v. Davies and Hamilton* 事件⁴は、2人の兵士が、旧西ドイツにおいて一般の劇場に侵入し、市民所有の何枚かの絵・エッチングを盗んだ事件であった。この事件の軍法会議において、彼らは、不法目的侵入 (*burglary*) に関しては無罪となった、なぜなら、彼らは所有者からその財産を奪うという意図を一貫して持っていなかったと、軍法会議が認定したからである。しかし、彼らは第 69 条によって、有罪とされた。控訴人たちは、この罪は勤務を妨害することによってのみ生じるのであり、市民の財産を侵害した時には生じないと主張した。控訴院は次のように考えた；控訴人たちの行為はホスト国においてゲスト国の軍隊のメンバーによってなされたものであるから、適切な命令及び軍事規律をそこなうものであったと軍法会議が認定した証拠が存在している、と。

1955年陸軍法第 70 条は、イングランド法によって処罰しうるいかなる犯罪についても、それがイギリス国内で生じようと、その他の地で生じようと、軍人を起訴できるようにするものである。この条文の第 1 項は次のように規定する；軍事法に服する者が普通犯罪 (*civil offence*) を犯したとき、それが連合王国内であろうと他の場所であろうと、この条文に反する犯罪として有罪になる、と。したがって、兵士は、ベルリンにおいてドイツ人タクシー運転手を殺害した事件でも、イングランドにおいて同僚兵士から小切手帳を盗んだ事件でも、ともに軍法会議によって裁かれるのである。第 70 条は兵士が行くところであればどこでも、その規律規則に、刑事法すべてを付け加えるものである。1962年、軍法会議控訴院は次のような控訴人の主張を検討した；旧西ドイツの道路において不注意運転をしていたからといって、1955年陸軍法第 70 条にもとづいて、彼を訴追することはできない、なぜなら、道路交通法（この法律が当該犯罪を規定している）は、イングランド・ウェールズの道路を前提に規定しているからである、と。控訴院は、当該犯罪は“翻訳可能”なものであり、70 条にもとづく起訴の根拠となりうる、と判断した⁵。

軍隊における犯罪の、一般には見られない特徴のひとつが、関連する事情を熟知している兵士の司令

官によって、その兵士の犯罪が大目に見られる (*condone*) ことである。1 名の公務員に、不起訴の決定のみならず、国内法を不要にする権限を与えるような規定は、一般の社会には存在しない。ある兵士の犯罪が適切に大目に見られたなら、もしも後日、彼（彼女）が当該犯罪によって起訴されたとき、被告人はこのことを軍法会議による裁判の禁止事由として、申し立てることができる。*Lawton* 裁判官は、次のように述べるとき、軍法会議控訴院を代弁することとなった；犯罪を大目に見るといふ裁判権は最も稀なものであるということを強調しておきたい。それは、事実上、法違反の結果から兵士を除外する権限であり、1688年権利章典によって国王の大臣たちから、国会の権限にもとづく場合を除いて奪取された権限である。国会がこの権限を司令官に与えたとき、おそらくは軍事法に服する者たちが実戦任務についているとき、特に作戦行動を遂行しているとき、一般の又は軍事上の犯罪を大目に見ることは、軍事的効率性を保障するために必要と考えたのであろう、と⁶。

イギリス国内で刑事犯罪を犯した兵士は、文民当局及び軍事当局によって、起訴されることになる。2 つの例をあげる。第 1 の例では、兵士が町の大通りの商店から商品を盗む、第 2 の例では、兵士が陸軍倉庫からガソリンを盗む。どちらの例でも、彼（彼女）は民間人と同じように起訴されうる。が、彼（彼女）は、陸軍法第 70 条にもとづいて起訴されることにもなる。陸軍当局は、彼（彼女）が有罪の場合には軍事刑罰を科しておきたいと思うだけでなく、兵士が普通裁判所において起訴されるならば、作戦遂行に生じるであろう弊害を防ぐためにも、この事件を何としてでも処理したいであろう。他方、警察は、その管轄区域内で発生した犯罪に関するその権限を軍隊に譲り渡そうとはしないであろう。裁判所は、裁判管轄権をめぐる対立が生じるかもしれない場合、まさに実践的なアプローチを採用してきた。王座裁判所首席裁判官は、1950年の事件で、次のように述べた；公共物又は兵舎に関連して兵士が犯罪を犯した場合、…それを処理する適切な人物は、司令官である、と⁷。内務省回覧 (*Home Office Circular*) はそのガイドラインを示して、次のように述べる；人、市民の財産に関する軍人の犯罪は、普通裁判所によって裁かれるべきである、と⁸。したがって、上記の第一の例の兵士と同じように、警察官によって暴走運転を止められた兵士は、普通裁判所に出廷することになる⁹。この回覧の中で、軍隊の作戦遂行上の必要性は、無視されてはいない、つまり、海外に配置されている軍人が、その部隊とともに移動することを妨げられることは望ましいことではないと明記している¹⁰。この場合、その犯罪

が軍法会議によっては裁判できないほど重大なものでない限り¹¹、裁判管轄権は軍事当局に与えられるであろう。つまるところ、犯罪が勤務中の軍人によって、又は軍隊の区域内で生じた場合（被害者が市民だったとしても）、軍事当局がその裁判権を有することになる。

第4章 軍法会議と略式命令

軍法会議は、そこに持ち込まれる事件のたびに特別に設けられなければならない裁判所である。このことは、軍法会議は召集将校（convening officer）が命令するいかなる場所、いかなる時期にも設立される、つまり陸軍の作戦遂行上の必要により適合するためにつくられることを意味している。ある1年間の軍法会議の件数は、陸軍における規律の状況、事件処理の効率性に関して、1つの指標を提供する。1867年に23,535¹²、1937年に2158¹³、1986年に845¹⁴の軍法会議が開かれた。大卒において、この数字の劇的な減少は、陸軍の戦力そのものが初期の水準から大きく減少していること、及びすべて志願兵になったことによって、説明されるであろう。しかし、同じように重要なことに、裁判管轄権が、軍法会議から、広範囲の犯罪を即決で処分し事実上の懲罰を加える権限を有する司令官に移行したことがあげられる（特に1976年軍隊法がその権限範囲を拡大した）。この略式命令は、事件のより迅速な処理、したがって部隊の活動へのより少ない弊害という2重の利点を生み出し、軍法会議の件数を減少させることとなった。

これらの利点は、帝国海軍 — ここでは、司令官の略式命令権限は陸軍・帝国空軍におけるそれよりも広範なものである — において採用されている手続において、はっきりと見ることができる。1986年の特別委員会では、次のように述べられている；海軍軍法会議においては、その議長は被告人が勤務していた艦船以外の艦船の艦長でなければならないし、その他のメンバーは少なくとも2隻の艦船から選ばなければならない、と。そこではさらに、法律家と証人が出席するということ、及び“戦艦が、しばしば単独航海をする、長期間母港から離れる、過密な日程にしたがって海上に配置されるという状況の中で、その大半の時間を過ごしている”という事実も、考慮しなければならなかった。“艦船が配置されるときに軍法会議を準備・開設することは、ほとんど実践的ではない”という結論が導かれた。司令官の略式命令がなければ、多くの事件の裁判はその運営において遅れを生じさせるであろう、その結果、小さな艦船の中での規律とモラルを保たせるための司令官の指揮能力を弱めることになるだろう（その

艦船が戦闘準備最終段階にあるときにも）…¹⁵。さらに、帝国海軍における広範囲の略式命令が、陸軍・帝国空軍におけるそれと同じ範囲まで限定されたならば、帝国海軍における軍法会議の件数は、1年単位で40件ほどから200件ほどに増加するであろうと見積もられた¹⁶。

第5章 軍法会議の種類

陸軍・帝国空軍の軍法会議には、普通軍法会議と地区軍法会議の2種類がある。3番目として野戦普通軍法会議が存在しているが、これは単に普通軍法会議の1つであり、他の種類の軍法会議によっては、その事件を任務遂行に深刻な弊害を与えることなしに裁判することが不可能の場合、召集されるものである。

普通軍法会議は、少なくとも任命されてから3年たっている議長と4人の他の将校から構成されており、地区軍法会議は、議長の他に、少なくとも2年間勤務している2人の将校によって構成されている。普通軍法会議・地区軍法会議は、主任法務官のスタッフである法務官によって補佐される。法務官は、大法官によって任命される法曹資格を有する独立した公務員であり、したがって軍隊の指揮命令系統に属するメンバーではない。

召集将校は、検察官（通常は陸軍法規部のメンバーであり、法曹資格を有する）を任命する。兵士が被告人となる事件においては、被告人は彼（彼女）自身でその経費を支払うか、又は国防省が運営している訴訟扶助に申し込むか、どちらかによって法律家の参加を求めることができる。1985年、陸軍においては、訴訟扶助の申し込みのうち93%が認められたが、すべての軍法会議の36%だけが、訴訟扶助制度にもとづく弁護人によって弁護がなされた。帝国空軍のこれらに該当する数字は、それぞれ97%、69%であった¹⁷。これらの数字は、以下のことを示唆する；訴訟扶助の申込は、勝訴の可能性の高い場合、非常に重大な事件である場合、それほど重要な事件でなくてもその弁護に法的主張が含まれる場合にのみなされる、と¹⁸。法曹資格を持たない将校も、弁護する法律家が不在の場合、被告人に代って弁護することになる。

軍法会議は、通常、公開裁判であり、イングランド刑事裁判所での裁判方式に、ほぼ従っている。被告人は軍法会議のメンバーに対して、何らかの合理的な根拠にもとづく異議申立をおこなうことができる、例えばメンバーの1人は被告人に対して偏見を抱いている、だからこの軍法会議は彼（彼女）を裁判する裁判権を有していないと主張することができる。このような申立は、被告人が軍事法に服する者

ではないこと、当該犯罪は、すでに彼（彼女）の司令官によって大目に見られたものであること、すでに普通裁判所によって当該犯罪の裁判を受けていることの主張によっても、なされる。

第6章 軍法会議における審理と法務官

軍法会議の裁判が開始されると、普通裁判所と同じ証拠ルールによって進められる。法務官の働きは、同じではないが刑事裁判所裁判官のそれと類似している。法務官は軍法会議に対して法律及び手続に関して助言し、その審理の最後にまとめをおこなう。法務官はまた、議長の指示にもとづき、及び軍法会議メンバー欠席の場合、証拠の許容性を判定する。この役割の重要性は、弁護人が自白の証拠能力に異議を申立てた場合に示されるであろう。法務官がその証拠能力を判定しそれには証拠能力がないと決定すれば、軍法会議は2度とその証拠を審査することはないし、検察官はその証拠なしで当該事件を立証しなければならない。1956年、王座裁判所首席裁判官は、次のように説明した；法務官の立場は、正確には裁判官のそれではない。法務官は、裁判官がその主宰する法廷において有するところの権限を軍法会議においては有していない。…私は軍法会議のメンバーに対して無罪放免を命令する法務官を想像することはできない、と。首席裁判官は軍法会議の性質に関する考察を続け、次のような結論を下した；私はそれが陪審に類似しているとは思わない、軍法会議と陪審又は治安判事との間には、真の類似はない、それは独自の（*sui generis*）裁判所である、と¹⁹。

軍法会議は、その認定（*finding*）を検討するために閉廷され、法務官も不在となる。軍法会議の階級の最も低いメンバーから意見を述べ、次の階級の者へと続く。その認定は投票による多数決によってなされ、もし有罪判決ならば、その認定は召集将校による確定（*confirmation*）に服することになる。この確定では、主任法務官から法的助言がなされる、したがってこの確定は、裁判が法にもとづいてなされるための重要な保障となる、と主張されている²⁰。

軍法会議が刑の宣告を検討しているとき、法務官は適切な程度の助言をなすため、出席するであろう。法務官は、同様の犯罪に対する刑罰の範囲に精通しているのみならず、被告人が陸軍法第70条にもとづいて有罪とされた場合には、普通裁判所における刑の宣告のやり方をも知っているからである。この刑の宣告もまた、召集将校による確定に服する。

第7章 軍法会議で下される刑罰

軍法会議で下される刑罰の範囲は着実に広がっ

てきたし、長年普通裁判所に与えられてきた柔軟性をも反映してきている。1955年陸軍法の形式は、厳しさの低い順に可能な刑罰を並べていくという、まさに初期の反乱法に遡ることのできる体裁である。最も厳しい刑罰は死刑であり、5つの罪（反乱、敵幫助、交戦中の重大な違反行為、作戦行動の妨害、反乱鎮圧の懈怠）のどれか1つに対しても、科すことができる刑罰である。長年にわたり、軍隊法案特別委員会は、国防省に対して、普通刑罰から死刑がなくなっていくなかで、軍隊で死刑を維持していく正当性を明らかにするよう求めてきた。1986年の特別委員会へ、次のことが知らされた；NATOの7カ国が死刑を廃止しているが、残りの7カ国は平時か又は戦時かに死刑を有している、と²¹。1955年陸軍法の5つの死刑に該当する罪のうち、4つは“敵幫助の意図”をもってその罪が実行されることを求める。この語句は、被告人がドイツのために放送することによってドイツ当局を助けたという1947年のR. v. Steane事件²²において、裁判所によって考え出された。刑事控訴院は、被告人は敵を助けるという意図を持っていなかった、彼の目的は家族を守ることだけであった、と決定した。“意図”の意味として現在与えられている解釈からは、Steaneと同じ立場の者が必ず無罪放免になるとは、言えない。したがって、死刑の執行は、“敵”という語句に与えられる意味に依存することになる。1955年陸軍法第225条においては、“我が帝国軍に敵対する軍事行動に従事しているすべての者である、及びすべての武装化した反乱兵・反逆者・暴徒及び海賊をも含む”と定義されている。この定義をより明確化するために様々な試みがなされてきたが、成功しなかった²³。この定義は、北アイルランドにおいてIRAを幫助する意図を持って、1982年のフォークランド諸島においてアルゼンチン軍を幫助する意図を持って、イギリス国内において陸軍兵舎を攻撃している武装した暴徒を幫助する意図を持って、ある行動をとった兵士を死刑に処すには理論的には十分であろうが、国防省は、平時に死刑を執行するつもりはないと、主張してきた²⁴。イギリス軍の死刑存続に関して常識的に示されてきた理由は、次のようなものである；命令に従う結果いつでも殺されるかもしれないという戦場においては、兵士は犯罪者に変身しうる可能性を秘めており、懲役の恐れぐらいで敵を幫助することを思いとどまるとは考えられない、とするならば、死刑は唯一の究極の抑止力になる、と²⁵。1939年以来、49人の軍人に対して死刑執行がなされてきたが、最後の執行は、1953年であった²⁶。

軍法会議による刑罰を厳しさの低くなる順に並べると、懲役（*imprisonment*）、拘留命令（*custodial order*）、免職（*dismissal*）、拘禁（*detention*）、年功剥

奪(forfeiture of seniority)、降格(reduction of rank)、罰金(fine reprimand)、賃金支払停止(stoppages from pay)、さらに軽い刑、となる。これらの刑罰は、普通裁判所としての軍法会議の立場のみならず、雇用主及び規律維持の必要性を主張する機関としての軍法会議の立場をも、反映している。

第8章 異議の申立て

軍事法制度においては、軍法会議によって有罪判決を受けた兵士には、事実認定の妥当性又は宣告された刑罰の種類に異議を申立てるため、多くの道が開かれている。これらの道は、普通裁判所におけるよりもはるかに広範囲のものであり、裁判に慣れていない素人の働きにかなりの程度依存している軍法会議という制度が偏った決定を下すことを防ぐために、発展してきたものである。すべての事件において、採用されている手続は、被告人に有利にのみ働くことができ、いかなる段階においても、彼(彼女)の刑を重くすることはできない。

軍法会議によって有罪が決まれば、兵士は、その有罪決定に関して又はその刑罰に関して、あるいはそのどちらに関しても、確定将校(confirming officer)に請願することができる。確定将校は、主任法務官の助言を求めらるであろうから、この請願は軍法会議の手続そのものに追加されたものと見なすことができる。

確定将校の権限は、控訴院が有する権限とよく類似していて、特にその事実認定が危うい又は不十分なものであるなら、その確定を留保することができる。したがって、確定将校は、主任法務官からの助言に照らしながら、当該被告人は有罪と決せられるべきではなかったという彼(彼女)の見解を軍法会議の事実認定と差し替えることができる。これに加えて、有罪の認定及び刑罰の宣告は、それらが確定された後、自動的に再審査されることになっている。この再審査をおこなうのは、確定将校の指揮命令系統上の上級将校であり、有罪の認定を破棄する、又は宣告された刑罰を軽減するという広範な権限を有している。被告人がその有罪決定又は刑罰に異議を申立てるいかなる道を選択しようとしまいとに関わらず、確定と再審査は実施される。

軍法会議によって有罪判決を受けた軍人は、軍法会議控訴院へ控訴するかもしれない。この軍法会議控訴院は、1951年に、このような裁判所は必要ないとするいくつかの政府委員会の忠告にもかかわらず設立されたものである²⁷。控訴は権利としてなされるのではなく、有罪判決を受けた軍人が国防会議へ請願をおこない、その請願が拒否され、控訴院が控訴の許可を与える場合のみ、なされる。この場合、

控訴院は、主任法務官の意見を求めるであろう。しかしながら、控訴院が審理できるのは事実認定についてであり、宣告された刑罰に関する裁判権は持たない。それは確定及び再審査の手続に完全に委ねられた事項である。その他の事項に関しては、控訴院の権限は、刑事裁判所からの控訴を審理する控訴院(刑事部)に類似している。

軍法会議控訴院の重要性は、被告人が、彼(彼女)に対する有罪判決は間違っていると主張できる場を提供するという事実のみならず、普通裁判所に、軍事法制度を監視させることができることにも、存在している。軍法会議控訴院の裁判官たちは、刑事裁判所からの控訴を審理する裁判官たちであり、したがって軍隊の指揮命令系統には属していない。

第9章 略式命令

すでに述べたように、司令官自身が処分を決定するという略式命令は、軍法会議の負担を軽減しようとする試みの中で、その範囲を拡大していった。司令官は、死刑に該当するような重大な罪又は職場放棄を除いて、広範な軍事犯罪を裁判することができるし、同時に、1955年陸軍法第70条によって起訴された多くの普通犯罪を処分する権限も有する。したがって、窃盗、無免許運転、刑事損害賠償、脅迫、薬物不法所持、道路交通法関連の罪の起訴によって、兵士は、その司令官の前に連行されることになる。

司令官がその事件を審理した後、有罪であり自由の拘束又は罰金をともなう刑罰を科せられるだろうと考える場合には、被告人に軍法会議による裁判を選ぶ権利を与えなければならない。司令官は、その上級機関の許可を受けて、60日以内の留置、28日分の賃金を上限とする罰金、及び司令官自身の判断で、譴責(reprimand)及び降格などの一定の処罰を、“裁定(award)”することができる。司令官によって有罪と決定されれば、軍法会議へ訴えることはできないし、その事実認定及び刑罰の宣告は確定将校による確定には服さない。司令官の前での手続は、治安判事裁判所とは全く異なっており、被告人に弁護人は付かず、起訴事実に対する答弁もなく、証拠法は採用されず、公開もされない。しかし、確定将校の指揮命令系統上の上級将校による再審査はおこなわれる。

司令官による略式命令は、それに服する者たちに受け入れられているとする意見²⁸と、司令官によって悪用されているとする意見²⁹とが対立している。略式命令は、被告人が軍法会議での審理を選択することができたにもかかわらず受け入れたものであるとしても、その決定に対して何ら異議申立てをする手段がないというそのあり方には、検討の余地が残

るであろう³⁰。

第10章 まとめ

軍法会議が普通犯罪にもとづく起訴を審理しているとき、それは疑いなく法の裁判所として機能しているのであり、単に規律のための機関としてだけではない。現在の志願制の軍隊において、軍事法制度が兵士にとって公正以上の何かであることを、司令官が望んでいるとは考えられない。軍隊のメンバーは、一般的には、彼（彼女）等が服する法制度に不満をもってはいない、とも主張されている。軍隊のメンバーの諸権利は市民のそれと同じではない、しかしそれは彼（彼女）等の仕事も、その雇用の性格もそうである、と³¹。

裁判に関する軍事法制度と普通の法制度との主たる違いは、陪審の有無にある。起訴された軍人は、将校たちによってのみ裁判されるので、下士官（non-commissioned officer）も軍法会議のメンバーとして出席することが許されるべきであるという主張が、時々なされてきた。一方で、公正さは、被告人が“その同輩によって裁かれる”ことを求めていると主張され、他方では、現行制度を変更すべきだという声は軍人の間にはないし、軍法会議メンバーの役職は、それにふさわしい訓練を受けている将校によって、うまく対応されていると主張されている³²。1981年軍隊法案特別委員会に続いて、3軍において審議会が開催されたが、改革への動きは示さなかった³³。

軍法会議は法制度の枠内で普通犯罪を裁くものだとするならば、普通裁判所に対して、軍法会議がその裁判管轄権なしで又はそれを越えて審理をしないよう保障するため、それを監督するという重要な役割が期待されるであろう。わかりやすい例は、軍法会議が軍事法に服さない者を裁判しようとした場合である³⁴。しかし、高等法院は、兵士の市民的権利（civil rights）が関係しない限り、介入することを回避しようとしてきた³⁵。このようなアプローチを採る理由は、間違いなく、高等法院が軍隊内部の細かな点に関わり合うことを望まなかったからである。有罪とされた兵士がその決定には過ちがあったと主張する場合、これは、主任法務官が確定将校、又はその上級審査当局に助言できるものである。この問題に関する明白な事実は、1951年の軍法会議控訴院の導入によって、軍法会議がその制定法上の権限を踏み越えないよう保障するという高等法院の役割は、その重要性を失いつつあるということである³⁶。

< 注 >

- 1 Court-Martial Commission, Second Report, 1869 これは Peter Rowe, DEFENCE The Legal Implications, 1987 Brassey's, P.15 からの再引用。
- 2 REX v. GOVERNOR OF WORMWOOD SCRUBS PRISON. Ex parte BOYDELL [1948] 2 K.B., P.193
- 3 Peter Rowe, DEFENCE The Legal Implications, 1987 Brassey's, P.16
- 4 R. v. Davies(Nicholas); R. v. Hamilton(Robert) [1980] Crim.L.R., P.582
- 5 REGINA v. Cox [1962] 2 W.R.L., P.126
- 6 REGINA v. BISSET [1980] 1 W.L.R., P.339-340
- 7 JOHNSON KORCUP [1950] 34 Cr.App.R., P.151
- 8 Extracts from Home Office Consolidated Circular to the Police on Crime and Kindred Matters. これは、Special Report from THE SELECT COMMITTEE ON THE ARMED FORCES BILL Session 1985-86 H.C.170, P.203-204 に付録資料として掲載されている。
- 9 前掲8
- 10 前掲8
- 11 イングランド国内で生じた反逆罪、謀殺罪、故殺罪、重罪反逆罪、強姦罪など。
- 12 Reports from Commissioners 1868-9, vol.VI. これは Peter Rowe, DEFENCE The Legal Implications 1987 Brassey's, P.19 からの再引用。
- 13 Report of the Army and Air Force Court-Martial Committee (the Oliver Committee) (1938), Cmnd. 6200, P.6.
- 14 Special Report from the SELECT COMMITTEE ON THE ARMED FORCES BILL Session 1985-86 H.C.170, P.210
- 15 前掲 14, P.228
- 16 前掲 14, P.229
- 17 前掲 14, P.210
- 18 前掲 3, P.20
- 19 REGINA v. LINZEE [1980] 1 W.L.R., P.314-315
- 20 前掲 3, P.21
- 21 前掲 14, P.84
- 22 REX v. STEANE [1947] 1 K.B., P.997
- 23 前掲 14, P.15
- 24 前掲 3, P.22
- 25 Special Report from the SELECT COMMITTEE ON THE ARMED FORCES BILL Session 1980-81 H.C.253, P.60
- 26 前掲 25
- 27 Report of the Army and Air Force Court-Martial Committee (the Oliver Committee) (1938), Cmnd. 6200, 第 21 段落。これも Peter Rowe, DEFENCE The Legal Implications 1987 Brassey's, P.23 からの再引用。
- 28 Special Report from the SELECT COMMITTEE ON THE ARMED FORCES BILL Session 1975-76 H.C.429, 第 547 段落
- 29 前掲 14, P.72
- 30 Peter Rowe, MILITARY JUSTICE WITHIN THE BRITISH ARMY, Military Law Review, Vol.94 1981, P.133
- 31 前掲 3, P.26
- 32 前掲 3, P.26
- 33 前掲 14, P.200-201
- 34 Stanley de Smith and Rodney Brazier, Constitutional and Administrative Law (seventh edition) 1994, P.228
- 35 O.HOOD PHILLIPS and PAUL JACKSON, Constitutional and Administrative Law (seventh edition) 1993, P.352-353
- 36 前掲 3, P.26

付記：(財) ウェスコ学術振興財団・海外渡航費用助成による 2000年2月の約2週間のロンドンでの資料収集が、この論文に活かされている。改めて感謝したい。